景観形成基準対応説明書

（表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 行 為 の 場 所 | 区域の別 | □一般課題対応区域（□都市区域　□田園区域　□山地・丘陵区域）□特定課題対応区域（□圏央道沿線区域　□圏央道以北高速道路沿線区域）□景観形成推進区域 |
| 地名地番 |   |
| 行為の種類 |  □ 建 築 物 | 区分 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 □修繕　□ 新設　□ 増築　□ 改築　□ 移転　□ 外観の変更 □模様替　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 □色彩変更 |
|  □ 工 作 物 | 区分 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 □修繕　□ 新設　□ 増築　□ 改築　□ 移転　□ 外観の変更 □模様替　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 □色彩変更 |
|  □ 物件の堆積 |  遮蔽物 | □植栽 □鋼板 □その他（ 　　 　　） |
| 建　築　物工　作　物 | 勧告・変更命令基準 |  □ 埼玉県景観計画別表大規模建築物等の基調となる色彩の制限基　 準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する各立面（着色して　 いない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる　 外観の部分を除く。）の面積が、当該立面の面積の合計の３分の　 １を超えない。  |
| 物件の堆積 | 勧告基準 | □ 堆積の高さが３ｍを超えない。 |
| □ 遮蔽物等があり、周囲から堆積物が見えない。 |
| □ 埼玉県景観計画別表大規模建築物等の基調となる色彩の制限基　 準に該当する色彩の面積が、遮蔽物の外観のうち各立面につき、　 当該立面の面積の合計の３分の１を超えない。 |
| 建築物・工作物・物件の堆積 | 配慮事項 | 遠景から中景（広域景観の中での在り方） | □　広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観　　 に与える影響に留意している。 |
| □　山の線や神社、寺院等の建造物などの地域の優れた　 眺望を大切にし、道路その他の公共の場所からの眺望の　 保全に配慮している。 |
| 中景から近景（周辺景観の中での在り方） |  □　建築物、工作物及び物件の堆積の遮蔽物（以下「建築物等」という。）の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材としている。 |
|  □　建築物等の外観を構成するものは、周辺の景観と調和　 した色彩としている。 |
|  □　建築物等の外観を構成するものに照明を行う場合は、　 周辺の景観と調和した光の色等としている。 |

（裏）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建　築　物　・　工　作　物　・　物　件　の　堆　積 | 　　　　　　　　　 配　 　　　　　　　慮　　　　　　　　　事　　　　　　　　　項 | 　　　　中景から近景　　　　（周辺景観の　　　　中での在り方） |  □　建築物等の高さは、周辺の景観との連続性に配慮し、　 圧迫感を生じないようにしている。 |
|  □　建築物等の長さは、周辺の景観との連続性に配慮し、　 圧迫感を生じないようにしている。 |
|  □　建築物等の形態は、周辺の町並みや建築物の形態との　 調和に配慮している。 |
| □　建築物等の外観を構成するものは、周辺の景観との連　 続性に配慮し、位置をそろえている。 |
| 　　建築物等のデザイン | 建築物等の外観を構成するもの |  |
|  □　原色に近い色彩は避けている。 □　点滅する照明は避けている。 |
| □　多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用す　 る色彩相互の調和及び使用する量のバランスに十分配慮　 している。 |
| 屋外階段 |  |
|  □　建築物本体と調和した外形としている。 □　建築物本体と調和した色彩としている。 |
| 屋　　　 上　　　 設　　 　備 |  |
|  □　外部から直接見えにくいように壁面等で囲っている。 □　その壁面等は、建築物本体と調和する外形及び色彩と　 している。 |
| □　敷地内には、地域の景観に調和した樹種を植栽してい　 る。 |
| □　植栽は、道路等の公共空間に面する部分に設置してい　 る。 |
| □　資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆　 積している。 |
|  □　堆積物の周辺は植栽等で遮蔽している。 |

 備考　該当する□内に、レ印を付すこと。